

# 第 11 回 白石・福富・有明 3 町合併協議会会議次第

日 時 平成 16 年 7 月 28 日 (水)

場 所 白石町総合センターホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議録署名委員の指名

前 田 清 次 郎

満 松 清 次 郎

4. 議 題

(1) 報告事項

報告第 24 号 平成 16 年度白石・福富・有明 3 町合併協議会会計補正予算 (第 1 号) について (報告済)

報告第 25 号 白石町、福富町及び有明町の廃置分合の決定について (報告済)

(2) 調整結果報告事項

調整結果報告第 2 号 慣行の取扱い (新町町章選定委員会設置要領 (案)) について (報告済)

調整結果報告第 3 号 農業委員の定数及び身分の取扱いについて (報告済)

調整結果報告第 4 号 特別職の身分の取扱いについて (報告済)

調整結果報告第 5 号 各福祉制度の取扱い (障害者福祉の取扱い) について (報告済)

調整結果報告第 6 号 保健衛生の取扱いについて (報告済)

(3) 協議事項

協議第 18 号 町名、字名の取扱いについて (修正内容により確認)

(4) そ の 他

① 協定項目の調整結果報告スケジュールについて

② 第 12 回白石・福富・有明 3 町合併協議会の日程について

5. 閉 会

第 11 回 白石・福富・有明 3 町 合併協議会の 報告・協議事項

| 番 号               | 項 目   | 協 議 等 の 経 過   |
|-------------------|---|---|
| 報 告 第 24 号        | 平成 16 年度 白石・福富・有明 3 町 合併協議会 会計補正予算 (第 1 号) について | 第 11 回 協議会 [平成 16 年 7 月 28 日] 報告済   |
| 報 告 第 25 号        | 白石町、福富町 及び 有明町の 配置分合の 決定について                    | 第 11 回 協議会 [平成 16 年 7 月 28 日] 報告済   |
| 調 整 結 果 報 告 第 2 号 | 慣行の 取扱い (新町町章 選定委員会 設置要領 (案)) について              | 第 11 回 協議会 [平成 16 年 7 月 28 日] 報告済   |
| 調 整 結 果 報 告 第 3 号 | 農業委員の 定数 及び 身分の 取扱いについて                         | 第 11 回 協議会 [平成 16 年 7 月 28 日] 報告済   |
| 調 整 結 果 報 告 第 4 号 | 特別職の 身分の 取扱いについて                                | 第 11 回 協議会 [平成 16 年 7 月 28 日] 報告済   |
| 調 整 結 果 報 告 第 5 号 | 各福祉制度の 取扱い (障害者福祉の 取扱い) について                    | 第 11 回 協議会 [平成 16 年 7 月 28 日] 報告済   |
| 調 整 結 果 報 告 第 6 号 | 保健衛生の 取扱いについて                                   | 第 11 回 協議会 [平成 16 年 7 月 28 日] 報告済   |
| 協 議 第 18 号        | 町名、字名の 取扱いについて                                  | 第 2 回 協議会 [平成 15 年 11 月 17 日] 提案<br>第 2 回 協議会 [平成 15 年 11 月 17 日] 確認<br>第 11 回 協議会 [平成 16 年 7 月 28 日] 再提案<br>第 11 回 協議会 [平成 16 年 7 月 28 日]<br>修正内容により確認 |

上記について、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 7 月 28 日

白石・福富・有明 3 町 合併協議会

会 長 喜 多 輝 昭

平成 1 6 年 度

白石・福富・有明 3 町合併協議会会計補正予算書

白石・福富・有明 3 町合併協議会

報告第 24 号

第 11 回協議会平成 16 年 7 月 28 日  
(報告済)

## 平成16年度 白石・福富・有明3町合併協議会会計補正予算（第1号）

平成16年度白石・福富・有明3町合併協議会会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年7月28日提出

白石・福富・有明3町合併協議会 会長 喜多輝昭

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款      | 項      | 補正前の額  | 補正額 | 計      |
|--------|--------|--------|-----|--------|
| 3. 繰越金 |        | 1,000  | 870 | 1,870  |
|        | 1. 繰越金 | 1,000  | 870 | 1,870  |
| 歳入合計   |        | 14,967 | 870 | 15,837 |

歳出

(単位：千円)

| 款      | 項      | 補正前の額  | 補正額 | 計      |
|--------|--------|--------|-----|--------|
| 1. 会議費 |        | 899    | 68  | 967    |
|        | 1. 会議費 | 899    | 68  | 967    |
| 2. 事業費 |        | 5,448  | 802 | 6,250  |
|        | 1. 事業費 | 5,448  | 802 | 6,250  |
| 歳出合計   |        | 14,967 | 870 | 15,837 |

## 歳入歳出予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

| 款       | 項      | 目      | 補正前の額  | 補正額 | 計      | 節      |     | 説      | 明   |
|---------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|-----|--------|-----|
|         |        |        |        |     |        | 区 分    | 金 額 |        |     |
| 歳 入 合 計 |        |        | 14,967 | 870 | 15,837 |        |     |        |     |
| 3. 繰越金  |        |        | 1,000  | 870 | 1,870  |        |     |        |     |
|         | 1. 繰越金 |        | 1,000  | 870 | 1,870  |        |     |        |     |
|         |        | 1. 繰越金 | 1,000  | 870 | 1,870  | 1. 繰越金 | 870 | 前年度繰越金 | 870 |

歳出

(単位：千円)

| 款      | 項      | 目        | 補正前の額  | 補正額 | 計      | 補正額の財源内訳 |     |      | 節       |     | 説明   |    |
|--------|--------|----------|--------|-----|--------|----------|-----|------|---------|-----|--|----|
|        |        |          |        |     |        | 特定財源     |     | 一般財源 | 区       | 分   |  | 金額 |
|        |        |          |        |     |        | 県支出金     | その他 |      |         |     |  |    |
| 歳出合計   |        |          | 14,967 | 870 | 15,837 |          |     | 870  |         |     |  |    |
| 1. 会議費 |        |          | 899    | 68  | 967    |          |     | 68   |         |     |  |    |
|        | 1. 会議費 |          | 899    | 68  | 967    |          |     | 68   |         |     |  |    |
|        |        | 1. 会議費   | 899    | 68  | 967    |          |     | 68   | 1. 報酬   | 68  | 補正額 (補正後の額)<br>協議会委員等報酬 68 356   |    |
| 2. 事業費 |        |          | 5,448  | 802 | 6,250  |          |     | 802  |         |     |  |    |
|        | 1. 事業費 |          | 5,448  | 802 | 6,250  |          |     | 802  |         |     |  |    |
|        |        | 2. 広報啓発費 | 4,203  | 802 | 5,005  |          |     | 802  | 8. 報償費  | 387 | 補正額 (補正後の額)<br>新町町章公募謝礼 250 250<br>新町町章選定謝礼 137 137                        |    |
|        |        |          |        |     |        |          |     |      | 11. 需用費 | 415 | 補正額 (補正後の額)<br>印刷製本費 415 3,330<br>(3町合併懸垂幕作製費) (150)<br>(各種広報啓発用印刷費) (265) |    |

報告第25号

第11回協議会[平成16年7月28日]

(報告済)

白石町、福富町及び有明町の廃置分合の決定について

このことについて、平成16年6月30日付けで、佐賀県知事より別紙のとおり決定がなされましたので報告します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会  
会長 喜 多 輝 昭



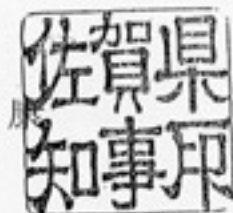
白 石 町 長 様

廃置分合の決定について

平成16年3月25日付けで申請のあった杵島郡白石町<sup>ちよ</sup>、同郡福富町<sup>ふくとみ</sup>及び同郡有明町<sup>あき</sup>の廃置分合について、平成17年1月1日から、杵島郡白石町<sup>ちよ</sup>、同郡福富町<sup>ふくとみ</sup>及び同郡有明町<sup>あき</sup>を廃し、その区域をもって同郡白石町<sup>ちよ</sup>を設置することに決定したので通知します。

平成16年6月30日

佐賀県知事 古 川



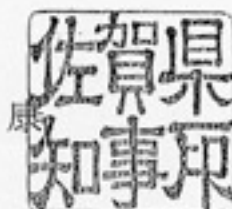
福 富 町 長 様

廃置分合の決定について

平成16年3月25日付けで申請のあった杵島郡白石町<sup>ちよう</sup>、同郡福富町<sup>まち</sup>及び同郡有明町<sup>ちよう</sup>の廃置分合について、平成17年1月1日から、杵島郡白石町<sup>ちよう</sup>、同郡福富町<sup>まち</sup>及び同郡有明町<sup>ちよう</sup>を廃し、その区域をもって同郡白石町<sup>ちよう</sup>を設置することに決定したので通知します。

平成16年6月30日

佐賀県知事 古 川



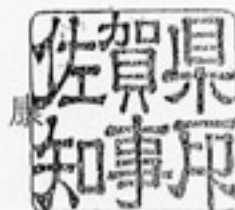
有 明 町 長 様

廃置分合の決定について

平成16年3月25日付けで申請のあった杵島郡白石<sup>ちよう</sup>町、同郡  
福富<sup>まち</sup>町及び同郡有明<sup>ちよう</sup>町の廃置分合について、平成17年1月1日  
から、杵島郡白石<sup>ちよう</sup>町、同郡福富<sup>まち</sup>町及び同郡有明<sup>ちよう</sup>町を廃し、その区  
域をもって同郡白石<sup>ちよう</sup>町を設置することに決定したので通知します。

平成16年6月30日

佐賀県知事 古 川

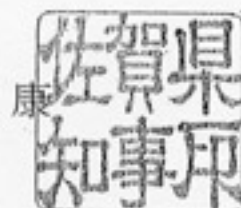


## 決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項により、平成17年1月1日から、杵島郡白石町、同郡福富町及び同郡有明町を廃し、その区域をもって同郡白石町を設置する。

平成16年6月30日

佐賀県知事 古 川



告 示

○総務省告示第六百六号

町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、杵島郡白石町、同郡福富町及び同郡有明町を廃し、その区域をもつて同郡白石町を設置する旨、佐賀県知事から届出があつたので、同條第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年七月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

**調整結果報告第2号**

第11回協議会[平成16年7月28日]

(報告済)

【協定第19号】

慣行の取扱い（新町町章選定委員会設置要領（案））について

慣行の取扱い（新町町章選定委員会設置要領（案））について、下記のとおり報告します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会  
会長 喜 多 輝 昭

記

|                      |   |
|----------------------|---|
| 協 定 項 目              | 慣行の取扱い（新町町章選定委員会設置要領（案））                      |
| 調 整 の 内 容            | 1. 町章、町民憲章、町花、町木、町歌及びシンボルマークについては、新町において制定する。 |
| 調整の具体的内容             | 1. 町章、町民憲章については、合併後に新町において制定する。               |
| 上 記 内 容 の<br>調 整 結 果 | 別紙のとおりとする。                                    |

## 新町町章選定委員会設置要領（案）

### （趣 旨）

第1条 この要領は、白石・福富・有明3町合併協議会の新町町章選定委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議、調整等を行うものとする。

- (1) 新町町章候補の選定に関する事。
- (2) その他新町町章候補の選定に関し、必要な事項に関する事。

### （組 織）

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる町長が推薦する専門的な知識を有する者6名以内をもって組織する。

### （役 員）

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、前条による委員の互選により定める。

### （役員の仕事）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その仕事を代理する。

### （会 議）

第6条 会議は、委員長が召集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

### （報 告）

第7条 委員長は、委員会の協議経過及び結果について、随時、合併協議会に報告するものとする。

### （庶 務）

第8条 委員会の会議の庶務は、合併協議会事務局が行う。

(謝 礼)

第9条 委員会の委員は、その職務に対する謝礼を受けることができる。

2 前項に定める謝礼の額は、日額5,700円とする。

(委 任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

( 別 表 )

| 役 職 | 氏 名       |
|-----|-----------|
| 委 員 | 藤 崎 健 次 郎 |
| 〃   | 久 島 ス ミ 子 |
| 〃   | 大 久 保 孝 夫 |
| 〃   | 久 原 静 子   |
| 〃   | 古 賀 義 治   |
| 〃   | 中 村 孝 次 郎 |



調整結果報告第3号

第11回協議会[平成16年7月28日]

(報告済)

【協定第8号】

農業委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会  
会長 喜 多 輝 昭

記

|                      |  |
|----------------------|--|
| 協 定 項 目              | 農業委員の定数及び任期の取扱い  |
| 調 整 の 内 容            | 1. 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き在任する。<br>2. 農業委員会の選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同法施行令第2条の2の規定に基づき30人とする。 |
| 上 記 内 容 の<br>調 整 結 果 | 別紙のとおりとする。   |

## 農業委員会の委員の定数等の取扱い

### (1) 現在の状況

|                     | 白石町   | 福富町   | 有明町   | 合計  |
|---------------------|---|---|---|---|
| 1. 農地面積 (H14.4.1現在) | 2,908ha   | 1,400ha   | 1,882ha   | 6,190ha   |
| 2. 農家戸数 (H14.4.1現在) | 1,614戸  | 746戸  | 1,118戸  | 3,478戸  |
| 3. 定数               | ①選挙委員 16人<br>②選任委員 6人<br>(議会推薦4人、農協推薦1人、農業共済推薦1人) | ①選挙委員 10人<br>②選任委員 7人<br>(議会推薦5人、農協推薦1人、農業共済推薦1人) | ①選挙委員 14人<br>②選任委員 7人<br>(議会推薦5人、農協推薦1人、農業共済推薦1人) | ①選挙委員 40人<br>②選任委員 20人<br>(議会推薦14人、農協推薦3人、農業共済推薦3人) |
| 4. 任期               | 平成13年 4月 1日から<br>平成16年 3月31日まで                    | 平成14年 7月20日から<br>平成17年 7月19日まで                    | 平成13年 4月30日から<br>平成16年 4月29日まで                    |   |

### (2) 選挙による委員について

#### ○ 選挙区について

農業委員会等に関する法律施行令における選挙区単位の要件

設けられるすべての選挙区において、農地面積が500ヘクタール以上、または基準農業者数が600以上

地域に密着した農業委員の活動を推進する立場から、合併当初は地区担当制を視野に入れ、現町を1選挙区とした選挙区を設けることとします。

#### ○ 選挙区の定数について

農業委員会等に関する法律における選挙区定数の考え方

各選挙区において選挙すべき農業委員の定数は、概ね選挙人の数に比例して、条例で定める。

#### ○ 選挙区及び定数案

| 選挙区   | 委員定数 | 選挙人   |      |        |
|-------|------|-------|------|--------|
|       |      | 人数    | 割合   | 定数比率   |
| 第1選挙区 | 7人   | 2,167 | 24.8 | 7.45人  |
| 第2選挙区 | 14人  | 4,109 | 47.1 | 14.13人 |
| 第3選挙区 | 9人   | 2,447 | 28.1 | 8.42人  |
| 計     | 30人  | 8,723 | 100  | 30人    |

#### 農業委員会等に関する法律（抜粋）

(選挙の単位)

**第10条の2** 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

**2** 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

**3** 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

**4** 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

#### 農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）

(選挙区の基準)

**第5条** 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

**調整結果報告第4号**

第11回協議会[平成16年7月28日]

(報告済)

【協定第11号】

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会  
会長 喜 多 輝 昭

記

|                      |   |
|----------------------|---|
| 協 定 項 目              | 特別職の身分の取扱い  |
| 調 整 の 内 容            | 2. 特別職の報酬等については、合併時までに調整する。                       |
| 調整の具体的内容             | 5. 特別職の報酬等については、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時までに調整する。 |
| 上 記 内 容 の<br>調 整 結 果 | 別紙のとおりとする。  |

## 特別職報酬の整備方針について（案）

特別職の報酬等については、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時までに調整する。

（平成 15 年 12 月 25 日 第 4 回協議会で確認）

上記のとおり調整の具体的内容が確認されており、これに基づき、新町の特別職の報酬等の取扱いについて整備するものとする。

先進地の事例等では、合併構成町のいずれかの町に設定する事例が多い。3 町合併すれば、約 28,000 人の県内では最も多い町となるが、最近の厳しい財政状況を考え、報酬の設定にあたっては、次のことを考慮し設定する。

1. 報酬は原則として、3 町の平均額で設定することとする。
2. 合併後の類似団体の報酬額と極端な差異が生じた場合は調整することとする。

### 1. 職務執行者の専決処分によるもの（平成 17 年 1 月 1 日施行）

下記について、合併協議会において、報酬額の設定を行い、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。よって、平成 16 年 12 月 31 日までの報酬については現町において、支払いを完了しておくこととする。（年額報酬の場合は、月割りで支払うこととする）

- ① 町議会議員（議長・副議長・議員）
- ② 町長・助役・収入役・教育長（職務執行者含む）
- ③ 各種行政委員会  
選挙管理委員会・農業委員会・教育委員会・固定資産評価審査委員会  
監査委員
- ④ その他附属機関等委員

駐在員・特別職報酬審議会・防災会議・国保運営協議会

選挙関係（選挙長、立会人他）・消防関係（団長他）

その他平成 17 年 1 月 1 日から引き続き設置する必要のある委員会

なお、上記の委員会で、平成 17 年 4 月 1 日より統合調整する場合は、平成 17 年 3 月 31 日までは現在の 3 町の委員が、引き続き在任することとする。

○年額支給基準委員（例）

・交通安全指導員 ・保育園医・同歯科医 ・幼稚園医

・学校医・同歯科医・同薬剤師

・体育指導委員

## **2.3 月の定例町議会において、条例制定するもの（平成 17 年 4 月 1 日施行）**

平成 17 年度当初より設置の必要な委員会については、特別職報酬審議会を開催し、その後、3 月の定例町議会において、条例制定を行い平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

特別職の報酬の設定一覧（案）

| 区分      | 機関名・職名      |       |    | 基準 | 白石町     | 福富町     | 有明町     | 3町平均額   | 基準      | 新町      | 県内同規模   | 類似団体    | 設定根拠   |
|---------|-------------|-------|----|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 常勤特別職   | 町長          | 長     | 月額 |    | 821,100 | 791,000 | 788,000 | 800,030 | 月額      | 800,000 | 848,000 | 823,000 | 特別職の整備方針 1 による   |
|         | 助役          | 役     | 月額 |    | 673,700 | 649,000 | 647,000 | 656,560 | 月額      | 657,000 | 678,000 | 657,000 |  |
|         | 収入役         | 役     | 月額 |    | 616,300 | 594,000 | 592,000 | 600,760 | 月額      | 601,000 | 629,000 | 622,000 |  |
|         | 教育長         | 長     | 月額 |    | 568,800 | 546,000 | 549,000 | 554,600 | 月額      | 555,000 | 571,000 | 605,000 |  |
| 職務執行者   | 町長職務執行者     |       | 月額 |    |         |         |         |         | 月額      | 800,000 |         |         | 新町町長に準じる   |
| 議会議員    | 議長          | 長     | 月額 |    | 337,400 | 325,000 | 323,000 | 328,460 | 月額      | 328,000 | 381,000 | 332,000 | 特別職の整備方針 1 による   |
|         | 副議長         | 長     | 月額 |    | 284,900 | 270,000 | 268,000 | 274,300 | 月額      | 274,000 | 296,000 | 279,000 |  |
|         | 議員          | 員     | 月額 |    | 262,200 | 253,000 | 251,000 | 255,400 | 月額      | 255,000 | 271,000 | 260,000 |  |
| 行政委員会委員 | 監査委員        | 識見    | 年額 |    | 356,100 | 268,000 | 270,200 | 298,100 | 年額      | 405,000 | 441,000 | 795,600 | 特別職の整備方針 2 による<br>・3町平均額と県内同規模の報酬額に差異があり、県内同規模の（識見/議会）の比率で設定 |
|         |             | 議会    | 年額 |    | 324,500 | 226,000 | 232,000 | 260,830 | 年額      | 261,000 | 284,000 | 370,800 | 特別職の整備方針 1 による   |
|         | 選挙管理委員会     | 委員長   | 年額 |    | 125,700 | 92,000  | 93,800  | 103,830 | 年額      | 104,000 | 77,500  | 6,400   | 特別職の整備方針 1 による   |
|         |             | 委員    | 年額 |    | 90,700  | 72,000  | 77,300  | 80,000  | 年額      | 80,000  | 62,000  | 6,400   |  |
|         |             | 農業委員会 | 会長 | 年額 |         | 359,100 | 297,000 | 314,500 | 323,530 | 年額      | 324,000 | 257,800 |  |
|         | 代理          |       | 年額 |    | 232,500 | 221,000 | 231,000 | 228,160 | 年額      | 228,000 | 187,200 | 280,000 |  |
|         | 委員          |       | 年額 |    | 218,600 | 194,000 | 193,800 | 202,130 | 年額      | 202,000 | 156,400 | 263,000 |  |
|         | 教育委員会       | 委員長   | 年額 |    | 332,400 | 235,000 | 238,200 | 268,530 | 年額      | 269,000 | 257,800 | 309,000 |  |
|         |             | 代理    | 年額 |    | 232,500 | 188,000 | 193,800 | 204,760 | 年額      | 205,000 | 171,500 | 264,000 |  |
|         |             | 委員    | 年額 |    | 217,600 | 188,000 | 189,700 | 198,430 | 年額      | 198,000 | 171,500 | 253,000 |  |
|         | 固定資産評価審査委員会 | 委員長   | 日額 |    | 7,700   | 6,100   | 6,200   | 6,660   | 日額      | 6,000   | 4,000   | 6,400   |  |
|         |             | 委員    | 日額 |    | 7,400   | 6,100   | 5,900   | 6,460   | 日額      | 6,000   | 4,000   | 6,400   |  |

※                      の部分は、日額報酬となっています。

【協定第30-3号】

## 各福祉制度の取扱いについて

「障害者福祉の取扱い」について、下記のとおり報告します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会  
会長 喜多輝昭

## 記

|           |  |
|-----------|--|
| 協 定 項 目   | 各福祉制度の取扱い  |
| 調 整 の 内 容 | (2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。  |
| 調整の具体的内容  | 1. 重度心身障害者タクシー利用助成事業については、合併時に対象者を統一し、1枚500円の利用券を年間24枚交付する。<br>2. 寝具洗濯乾燥サービス事業については、合併時に対象者、サービス内容を統一し、利用料を徴収する。   |
| 上記内容の調整結果 | 1. 重度心身障害者タクシー利用助成事業については、次により実施します。<br>① 基準 障害部位を問わず1級・2級、療育及び精神は手帳保持者としてします。<br>② 補助単価 500円×24枚を交付します。<br>③ 交付枚数 支給回数は、24回とし月割り交付とします。<br>月2枚×12月を支給の基本と考え、10月に申請があった場合は、2枚×6月とします。<br>④ 優遇措置 自動車税等減免措置とタクシー利用券の重複利用ができません。<br>2. 寝具洗濯乾燥サービス事業については、新白石町寝具洗濯乾燥サービス事業実施要綱を作成し実施しますが、<br>① 対象者 有明町の例により統一する。<br>② サービス内容 3点(例えば、掛け布団、敷き布団、毛布など組み合わせ自由)<br>③ 利用額 600円(3点6,300円基本額の1割相当額)とします。 |

障害者福祉の取扱い

|                   |   |  |  |
|-------------------|---|--|--|
| 重度心身障害者タクシー利用助成事業 | 白 石 町   | 福 富 町  | 有 明 町  |
|                   | <p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由（下肢、体幹）又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者</li> <li>・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者</li> <li>・その他、町長が必要と認める者</li> </ul> <p><b>【助成額】</b></p> <p>1枚500円の利用券を年間24枚交付</p> | <p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者</li> <li>・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者</li> <li>・精神障害保健福祉手帳を所持している者</li> <li>・その他、町長が必要と認める者</li> </ul> <p><b>【助成額】</b></p> <p>1枚560円の利用券を年間24枚交付</p> | <p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由（下肢、体幹）又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者</li> <li>・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者</li> <li>・精神障害保健福祉手帳を所持している者</li> <li>・その他、町長が必要と認める者</li> </ul> <p><b>【助成額】</b></p> <p>タクシー基本料金の範囲内の利用券を年間24枚交付</p> |

|              |  |       |   |
|--------------|--|-------|---|
| 寝具洗濯乾燥サービス事業 | 白 石 町  | 福 富 町 | 有 明 町   |
|              | <p><b>【対象者】</b></p> <p>身体障害者で寝具類の衛生管理が困難な者</p> <p><b>【サービス内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掛布団、敷布団、毛布の3点一式</li> <li>・掛布団、ベットマット、毛布、マットレスの4点一式</li> <li>・掛布団、敷布団、毛布、マットレスの4点一式</li> </ul> <p><b>【利用料】</b></p> <p>無 料</p> <p><b>【委託先】</b></p> <p>（株）エンドレス佐賀</p> | 制度なし  | <p><b>【対象者】</b></p> <p>重度の身体障害者で臥床して寝具類の衛生管理が困難な者</p> <p><b>【サービス内容】</b></p> <p>掛布団、敷布団、毛布の3点一式</p> <p><b>【利用料】</b></p> <p>600円</p> <p><b>【委託先】</b></p> <p>（株）エンドレス佐賀</p> |



## 【協定第32号】

## 保健衛生の取扱いについて

保健衛生の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会  
会 長 喜 多 輝 昭

## 記

|           |  |
|-----------|--|
| 協 定 項 目   | 保健衛生の取扱い   |
| 調 整 の 内 容 | (1) 各種健康診査については、合併時に検診内容・対象者の統一を図る。  |
| 調整の具体的内容  | 1. 成人健康診査の個人負担額については、各種健診費用の3割を原則とし、合併時調整する。   |
| 上記内容の調整結果 | 1. 成人健康診査の個人負担額は、第3回協議会で確認されました協議事項調整内容の調整案どおり<br>① 基本検診 1,300円<br>② 肝疾患検診 0円<br>③ 胃がん検診 1,000円<br>として、合併時より徴収します。 |

## 保健衛生の取扱い

(単位:円)

| 区 分             |         | 白 石 町    | 福 富 町    | 有 明 町 | 調 整 案    |
|-----------------|---------|----------|----------|-------|----------|
| 基本健診<br>(39歳以下) | 対 象 者   | 18歳から39歳 | 18歳から39歳 | —     | 18歳から39歳 |
|                 | 個 人 負 担 | 1,300    | 1,300    | —     | 1,300    |
| 肝疾患検診           | 対 象 者   | 30歳以上    | 30歳以上    | 30歳以上 | 30歳以上    |
|                 | 個 人 負 担 | 0        | 0        | 400   | 0        |
| 胃がん検診           | 対 象 者   | 40歳以上    | 40歳以上    | 40歳以上 | 40歳以上    |
|                 | 個 人 負 担 | 900      | 900      | 1,000 | 1,000    |

町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて、修正のうえ再提出します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会  
会長 喜 多 輝 昭

記

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 協 定 項 目   | 町名、字名の取扱い                 |
| 調 整 の 内 容 | 3町の字の名称及び区域は、現行のとおりとする。   |
| 調整の具体的内容  | 3町の字（大字・字）の名称は、現行のとおりとする。 |

協議経過

第2回協議会（平成15年11月17日） 確認

|          |   |
|----------|---|
| 調整の具体的内容 | 3町の字（大字・字）の名称は、現行のとおりとする。ただし、「大字」の字句は表示しない。 |
|----------|---|

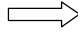
第11回協議会（平成16年7月28日） 調整の具体的内容を修正し再提出

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 修 正 内 容 | 【ただし、「大字」の字句は表示しない】の字句を削除する。 |
|---------|------------------------------|

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第18号 (第2回協議会 [平成15年11月17日] ) 提出  
 (第2回協議会 [平成15年 11月17日] ) 確認  
 (第11回協議会 [平成16年 7月28日] ) 再提出  
 (第11回協議会 [平成16年7月28日] ) 修正内容により確認

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 協定項目  | 町名、字名の取扱い               |
| 調整の内容 | 3町の字の名称及び区域は、現行のとおりとする。 |

| 協定項目       | 町名、字名の取扱い  | 関係項目  | 町名、字名の取扱い |  |     |         |            |         |       |           |            |
|------------|--|---|-----------|--|-----|---------|------------|---------|-------|-----------|------------|
| 調整内容       | 調整の具体的内容   | 3町の字（大字・字）の名称は、現行のとおりとする。ただし、「大字」の字句は表示しない。 |           |  |     |         |            |         |       |           |            |
|            | <p>○ 「大字」の字句を表示しない場合 (例)  「字」の字句も表示しないこととなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>確 認 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民台帳等の住居表示</td> <td>白石町 大字堤</td> <td>白石町 堤</td> </tr> <tr> <td>登記簿等の土地表示</td> <td>白石町 大字堤 字堤</td> <td>白石町 堤 堤</td> </tr> </tbody> </table> <p>大字と字の重複する名称<br/>                 白石町 … 馬洗・堤・湯崎<br/>                 福富町 … 八平</p> <p>○ 大字名と字名が同一の場合、混乱が予想されますので、現行どおりの表示方法としたい。</p> |   |           |  | 現 行 | 確 認 内 容 | 住民台帳等の住居表示 | 白石町 大字堤 | 白石町 堤 | 登記簿等の土地表示 | 白石町 大字堤 字堤 |
|            | 現 行  | 確 認 内 容                                     |           |  |     |         |            |         |       |           |            |
| 住民台帳等の住居表示 | 白石町 大字堤  | 白石町 堤                                       |           |  |     |         |            |         |       |           |            |
| 登記簿等の土地表示  | 白石町 大字堤 字堤   | 白石町 堤 堤                                     |           |  |     |         |            |         |       |           |            |

協定項目の報告について

| 項目番号 | 協定項目                 | 報告内容                                   | 部会報告    |           | 幹事会日程     | 協議会       |
|------|----------------------|--|---------|-----------|-----------|-----------|
|      |                      |  | 担当部会    | 報告期限      |           |           |
| 8    | 農業委員の定数及び任期について      | 農業委員会の委員の定数等の取扱い                       | 農業委員会   | 7月9日(金)   | 7月15日(木)  | 7月28日(水)  |
| 11   | 特別職の身分の取扱いについて       | 特別職の報酬額等(町長等の常勤特別職、議会議員、行政委員会委員)       | 総務      |           |           |           |
| 30   | 各福祉制度について            | 対象者及びサービス内容についての調整結果                   | 福祉      |           |           |           |
| 32   | 保健衛生の取扱いについて         | 健康診査関係の調整結果                            |         |           |           |           |
| 11   | 特別職の身分の取扱いについて       | その他の特別職のうち、統合する特別職及びその報酬額              | 総務      | 8月18日(水)  | 8月25日(水)  | 9月6日(月)   |
| 13   | 事務組織及び機構の取扱いについて     | 本庁・支所の組織・機構                            | 企画      |           |           |           |
| 20   | 消防団の取扱いについて          | 消防団の組織及び機構並びに報酬額                       | 総務      |           |           |           |
| 21   | 防災関係の取扱いについて         | 防災会議条例の概要<br>災害対策本部の組織編制の調整結果          |         |           |           |           |
| ○    | 住民周知事項               | 住居表示変更に伴うもの<br>電話番号、郵便番号、組織機構、年始行事の取扱い | 住民周知検討班 |           |           |           |
| ○    | 職務執行者                |  | 総務      |           |           |           |
| ○    | 指定金融機関               |  | 財政      |           |           |           |
| 12   | 条例、規則の取扱いについて        | 専決処分する条例、暫定施行する条例等の最終案                 | 総務      | 10月21日(木) | 10月28日(木) | 11月10日(水) |
| 13   | 事務組織及び機構の取扱いについて     | 附属機関の統合など                              | 総務・企画   |           |           |           |
| 19   | 慣行の取扱いについて           | 町章については、事前公募し、協議会で選定                   | 企画      |           |           |           |
| 22   | 行政区の取扱いについて          | 統合再編の状況及び駐在員の報酬等                       | 総務      |           |           |           |
| 25   | 国民健康保険事業の取扱いについて     | 保険料率の調整結果                              | 福祉      |           |           |           |
|      |                      | 検診内容等の調整結果                             |         |           |           |           |
|      |                      | 国民健康保険運営協議会の調整結果                       |         |           |           |           |
| 28   | 広報広聴の取扱いについて         | 広報の配布方法の調整結果                           | 企画      |           |           |           |
| 34   | 農林業の取扱いについて          | 事業の推進体制についての調整結果                       | 産業経済    |           |           |           |
|      |                      | 地域水田農業推進協議会の調整結果                       |         |           |           |           |
| 36   | 商工観光の取扱いについて         | 預託金額についての報告                            | 産業経済    |           |           |           |
|      |                      | 企業誘致事業の調整結果                            |         |           |           |           |
| 41   | 小中学校、幼稚園の通学区の取扱いについて | 通学区審議会(仮称)の調整結果                        | 教育      |           |           |           |
| 43   | 学校給食の取扱いについて         | 給食運営委員会の調整結果                           |         |           |           |           |
| 44   | 社会教育の取扱いについて         | 公民館運営審議会の調整結果                          |         |           |           |           |
|      |                      | 社会教育委員、社会教育指導員の調整状況                    |         |           |           |           |
|      |                      | 文化財保護審議会の調整結果                          |         |           |           |           |
| 45   | 社会体育の取扱いについて         | 体育指導委員会の調整状況                           |         |           |           |           |
| ○    | 入札参加資格               |  | 建設      |           |           |           |
| 16   | 公共的団体等の取扱いについて       | 公共的団体等の統合状況                            | 企画      | 11月22日(月) | 11月29日(月) | 12月6日(月)  |
| 34   | 農林業の取扱いについて          | 土地改良区の統合状況                             | 産業経済    |           |           |           |
| 45   | 社会体育の取扱いについて         | 各種スポーツ行事の調整状況                          | 教育      |           |           |           |

## 第12回 白石・福富・有明3町合併協議会の日程について

開催日時 平成16年9月6日（月） 午後2時から  
場 所 福富町 ゆうあい館ホール